

議案第90号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の5」を「第28条の11」に改める。

第28条の2を次のように改める。

（業務）

第28条の2 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 法第5条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

第28条の4及び第28条の5を次のように改める。

(指定管理者)

第28条の4 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に訓練所の管理を行わせる。

- (1) 訓練所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、訓練所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った訓練所の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第28条の5 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、訓練所の管理を行わなければならない。

第3章第5節中第28条の5の次に次の6条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第28条の6 指定管理者は、就労移行支援に関する業務その他の訓練所の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第28条の7 訓練所の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
------	-----------------

休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
-----	--

(利用者)

第28条の8 訓練所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第28条の2第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者
- (4) その他指定管理者が訓練所の利用を認めた者

(利用料金)

第28条の9 訓練所において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第28条の10 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第28条の11 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練所の利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。

- (2) 利用料金を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条の4の改正規定（同条第2項及び第3項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4章中第32条を第67条とし、第29条から第31条までを35条ずつ繰り下げ、同章を第5章とし、第3章の次に1章を加える改正規定のうち第37条第3号中「法第5条第14項に規定する」を削り、同条第4号中「法第5条第15項に規定する」を削る。

参考資料

制 定 要 旨

社会復帰訓練所を障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を行う施設とすること、施設の管理を指定管理者に行わせることとすること、利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。